

和解協定書

株式会社ゼンショーを甲、[REDACTED]・[REDACTED]・[REDACTED]・[REDACTED]・[REDACTED]の6名を乙、首都圏青年ユニオン（東京公務公共一般労働組合青年一般支部）を丙として、甲乙丙は、相互に互譲の上、以下のとおり和解した。（以下、本件和解という）。

- 第1条 甲は、乙に対する解雇を撤回する。
- 第2条 甲は、乙に謝罪の意思を表明する。
- 第3条 甲は、乙の内の5名[REDACTED]・[REDACTED]・[REDACTED]・[REDACTED]・[REDACTED]について、10月1日より順次、現在の勤務店舗より「すき家井の頭通り店」へ配転する。
- 第4条 甲は、乙が希望する勤務時間数を十分に考慮して、乙の生活がこれまでと同様に成り立つように勤務時間数を保障する。
- 第5条 甲は、乙の勤務時間数等の労働条件について、他の従業員と差別することなく勤務を認める。
- 第6条 甲は、乙に対して法第26条に定める休業手当として以下の金額を支払う。[REDACTED] 161,874 円、[REDACTED] 150,451 円、[REDACTED] 335,335 円、[REDACTED] 176,141 円、[REDACTED] 209,284 円、[REDACTED] 104,429 円。
- 第7条 甲は、乙に対し、時間外割増賃金の計算方法に誤りがあったことを認め、計算方法について法律どおりには是正する。
- 第8条 甲は、乙に対し、未払いの時間外割増賃金が各々以下のとおり存在することを認め支払う。[REDACTED] 112,237 円、[REDACTED] 48,784 円、[REDACTED] 82,458 円、[REDACTED] 75,145 円、[REDACTED] 74,838 円。
- 第9条 甲は、乙の内の3名[REDACTED]・[REDACTED]・[REDACTED]を、厚生年金・健康保険および雇用保険に過去2年に遡り加入させる手続きをとる。但し、遡及精算分については、甲及び乙の内の3名[REDACTED]・[REDACTED]・[REDACTED]は各々、法に定める負担金を負う。
- 第10条 甲と乙は、甲乙間の債権債務は、第1条から第9条までに記載されている事項のみであることを確認する。
- 第11条 甲は、乙に対し、第6条および第8条記載の金額全額 1,530,976 円を2006年9月29日限り、丙指定の銀行口座に振り込んで支払う。その際、振り込み手数料は、甲が負担する。
- 第12条 甲、乙、丙は、甲乙の間に、本件和解協定書に定められたもの以外には、その名目の如何に拘わらず、なんらの債権債務の存しないことを相互に確認する。

以上のとおり合意したので、甲、乙、丙が本協定書3通に各々署名または記名捺印し、甲、乙、丙が各1通宛保有する。

2006年9月25日

甲 東京都港区港南2-18-1
株式会社ゼンショー
取締役グループ管理本部長 本田 豊

乙

丙 東京都豊島区南大塚2-33-10東京労働会館5階
首都圏青年ユニオン（東京公務公共一般労働組合青年一般支部）